

令和8年度 丹波篠山市 事業者向け 気候変動対策 関連補助金

①スマートエネルギー導入補助金

●太陽光発電システム

※令和8年10月1日以降の申請分より下記の条件を追加
太陽光発電システムと連系させた下記設備を有すること
蓄電池・電気自動車等・給湯設備(エコキュート等)

補助額上限 **5万円**

合計出力1kWあたり1万円

●蓄電池

定置用で、太陽光発電システムと接続されたもの

補助額上限 **5万円**

蓄電池容量1kWhあたり1万円

●次世代自動車等

一般社団法人次世代自動車振興センターにおけるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両である以下の車両

電気自動車・燃料電池自動車・電気バイク等
(内燃機関を併用しないもの)

1年度につき最大3台まで補助

補助額上限

電気自動車(普通・小型) **10万円**

電気自動車(軽) **5万円**

燃料電池自動車 **10万円**

電気バイク等 **3万円**

車両本体購入費・付属機器購入費の1/10

●バイオマスストーブ

定置用で、本体製品価格が10万円以上のもの
市内産の薪等を燃料として使用するもの

補助額上限 **5万円**

本体購入費の1/2

●基礎充電設備

経営する賃貸住宅に電気自動車等への充電を行うもの
(コンセント型・充電ケーブル一体型・V2H)

補助額上限 **5万円**

充電機器購入費・設置工事費

※中古品・自作品の導入、設備の更新等は不可 ※補助額は千円未満切り捨て

◆申請期間

令和8年

令和9年

4/1(水)～3/12(金)

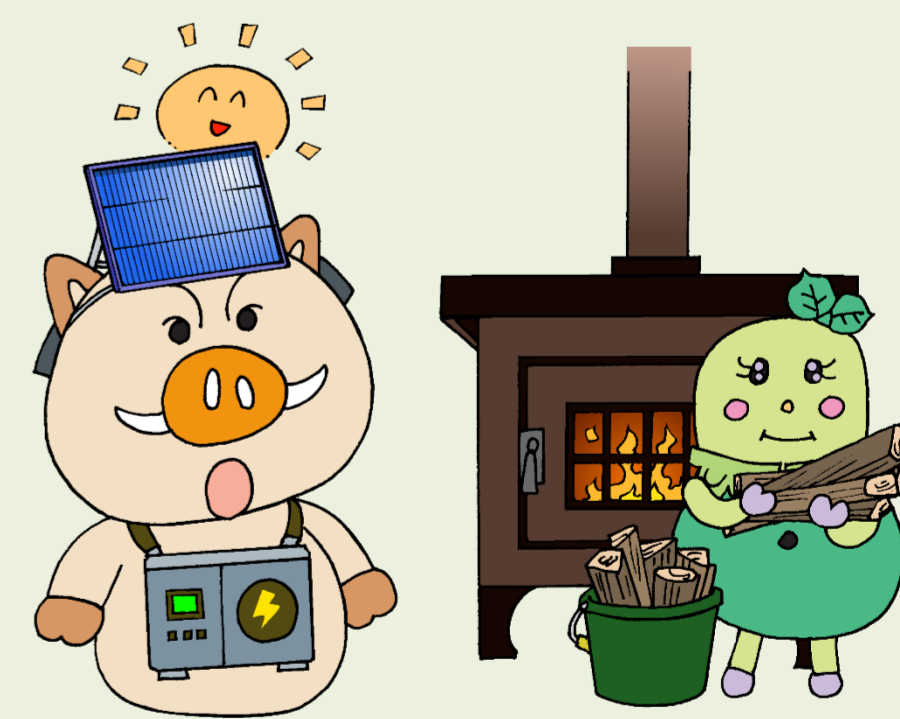
導入後
申請

※補助申請額が予算額に到達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

◆補助対象期間・申請の流れ

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに導入が完了するもの

※導入(工事)および購入がすべて完了してからの申請になります。



HP



②公共用充電インフラ整備補助金

市内に公共用の急速充電器を設置する者に補助金を交付します。

事前
申請

HP

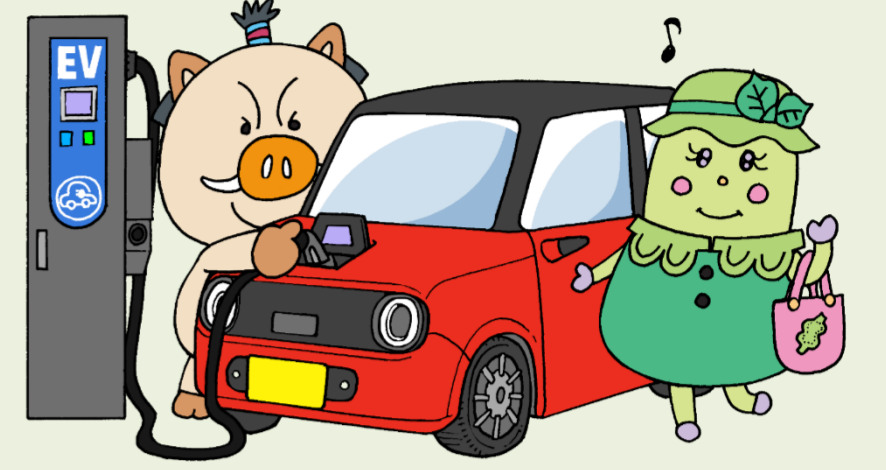


◆補助対象者

- ・自ら所有する土地で補助対象事業を実施する者
- ・他の者が所有する土地に、その所有者から許諾を得て補助対象事業を実施する者（リース契約により整備するときを含む。）

◆主な補助要件

- 公共の場に設置する**出力50kW以上の急速充電器**
(事業所敷地内や高速道路など利用を限定する場所への設置は不可)
- 商業施設・観光施設・飲食施設・交通拠点等に設置すること
- 原則として、24時間利用可能であること(故障や保守点検等による停止を除く)



◆補助額

充電設備の購入費と充電設備の設置工事費から国等の補助金を除いた額 **上限100万円**

◆申請期間

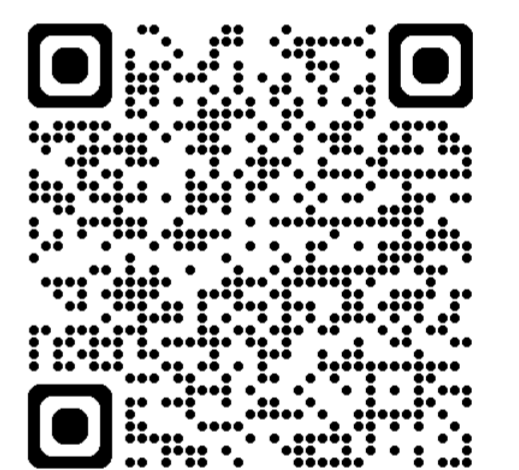
令和8年6月1日(月)～7月31日(金)

※補助申請額が予算額に到達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

もっとお得に！ 国や県等が実施する再エネ関連支援策

●自家消費型非住宅用太陽光発電導入補助事業

中小事業者の脱炭素を促進するため、太陽光発電設備を設置する事業者に対して、その導入に要する経費の一部を補助します。



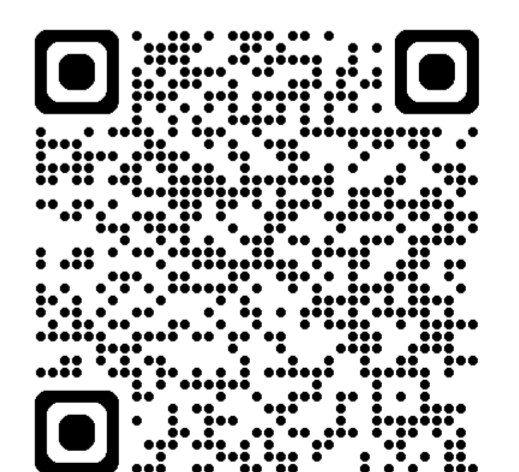
●事業者用太陽光発電の共同調達支援事業

太陽光発電導入を希望する事業者を募り、スケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入することができます。導入シミュレーションによりPPA、リース、自己設置の比較検討サポートを受けることで、最適な導入方法を選んでいただくことが可能となります。



●兵庫県地球環境保全資金融資制度

県内に工場等を有し、事業を営む中小事業者が、地球温暖化対策・公害防止・緑化に係る資金を低金利(年0.7%)で融資します。



お問い合わせ先

メール

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課 創造農村室 (本庁舎2階)

電話：079-552-5013 (直通) FAX：079-552-0619

メール：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

